

令和6年度事業計画書

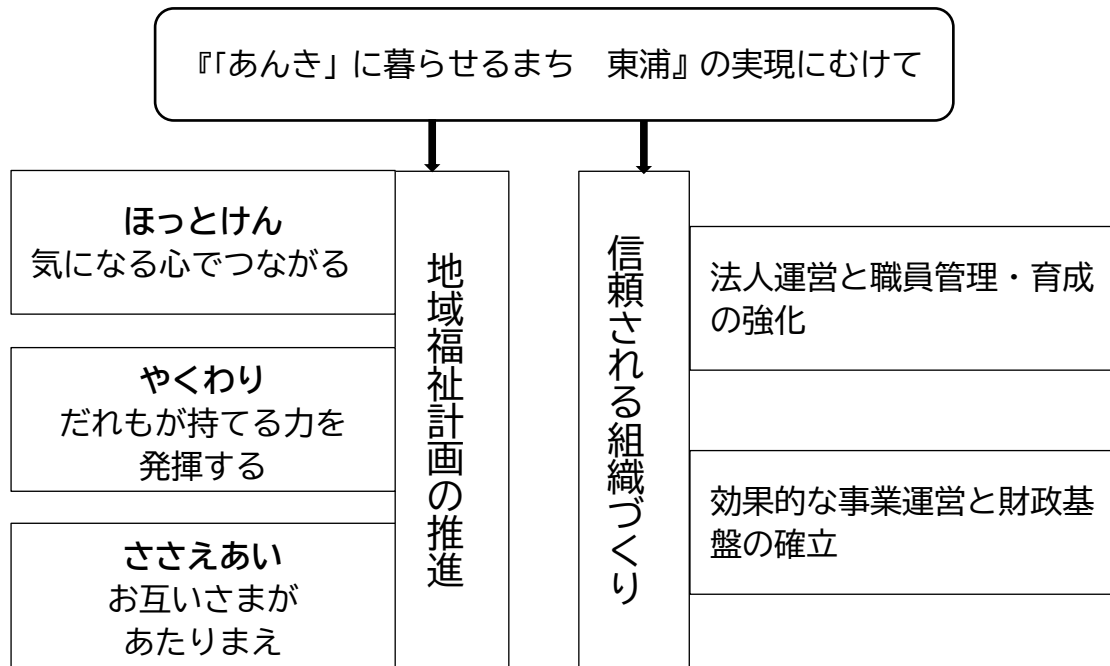


社会福祉法人 東浦町社会福祉協議会

『「あんき」に暮らせるまち 東浦』の実現にむけて

第2次東浦町地域福祉計画の基本理念である『「あんき」に暮らせるまち 東浦』の実現のために、第2次東浦町社会福祉協議会発展強化計画に沿って各種事業を展開し、地域福祉の推進を目指します。

第2次東浦町社会福祉協議会発展強化計画の体系

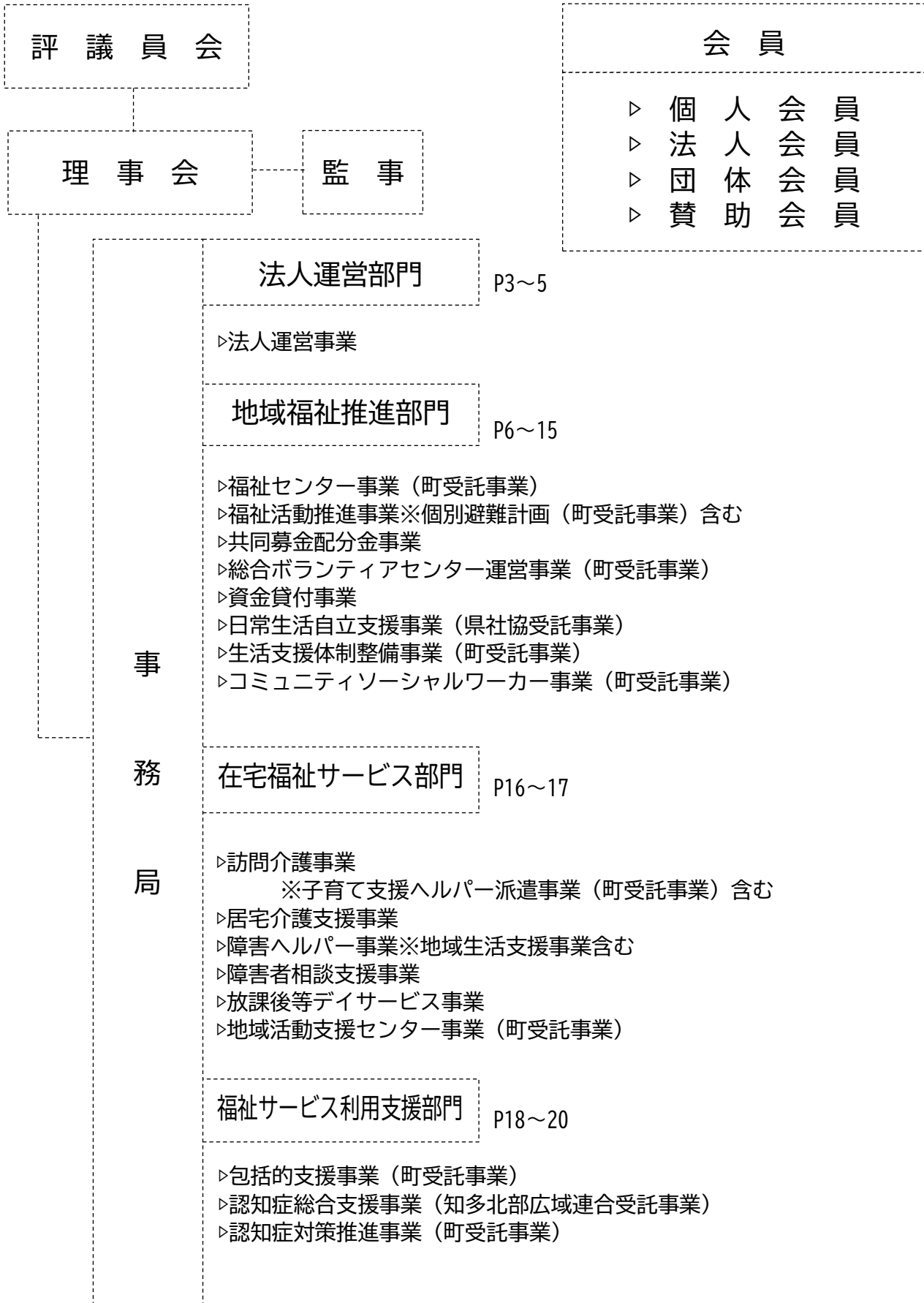


わたしたち職員は、以下の使命のもと業務を行います。

<わたしたちの使命>

- 1 わたしたちは、住民と共に語り、考え、創造する東浦社協になります。
- 2 わたしたちは、一人ひとりを大切にし、信頼され、頼られる東浦社協になります。
- 3 わたしたちは、支え合いの心を地域に広げる東浦社協になります。
- 4 わたしたちは、地域でがんばる人を応援する東浦社協になります。
- 5 わたしたちは、常にニーズをキャッチし、資源開発にチャレンジする東浦社協になります。
- 6 わたしたちは、助け合いの輪を広げるために、ネットワークを構築する東浦社協になります。

東浦町社会福祉協議会の組織図



I 法人運営部門

地域福祉を推進するにあたり、新たな第2次東浦町社会福祉協議会発展強化計画に基づき、法人組織の経営基盤の強化を図るとともに、提供する福祉サービスの向上や事業経営の透明性に努めます。あわせて人材確保と育成、そして財源確保について検討を進め、効果的・効率的な経営を目指します。

1 法人運営事業（社協会費等 5,449千円 補助金 38,700千円）

| 事業・業務等 | 内容 |
|--|---|
| (1) 役員・評議員等による 会議 II-1-1)-(1) | ①評議員会（3回/年） 重要事項の議決機関として開催 ②理事会（3回/年） 業務執行に関する意思決定機関として開催 ③監事会（2回/年） 事業運営及び財務状況の監査のため開催 ④評議員選任・解任委員会（適宜） 理事会から推薦された候補者の選任及び解任を協議するため開催 ⑤苦情解決第三者委員会（適宜） 福祉サービスの提供等に関する苦情を受付、調査・解決・改善・報告を行うため開催 ⑥役員・評議員研修会（適宜） ガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上を図っていくために開催 |
| (2) 事務局内部による会 議 II-1-3)-(1)-② II-1-4)-(1)-② II-2-1)-(2)-① II-2-2)-(1)-① | ①事務局会議 ・事業運営に関する協議・情報共有（24回/年） ・発展強化計画に関する進捗確認及び課題に関する協議（2回/年） ②安全衛生委員会 ストレスチェック等の職員の健康増進に関する協議（12回/年） ③虐待防止委員会 利用者への虐待防止のための協議（12回/年） ④感染症防止対策委員会 感染症対策のための協議（12回/年） ⑤経営会議 介護保険、障害福祉サービス事業の情報共有と経営分析及び課題に関する協議（12回/年） ⑥研修委員会 研修計画に基づく研修に関する協議・情報共有（4回/年） ⑦職員専門部会 ・既存部会（防災・減災部会、広報・情報部会、居場所部会）の評価 ・新たな部会等の立ち上げ |

| | |
|---|---|
| <p>(3) 各種法令に基づく諸 規程の整備及び適正 な人事・労務管理 Ⅱ-1-2)-(1)-① Ⅱ-1-3)-(1)-①</p> | <p>①就業規則関連 働き方改革関連法の対応 ②その他の法令 関係法令の改正に応じ、規程・規則の整備を実施 ③社会保険労務士による定期的な指導 職員への適正な労務管理のための情報提供と状況確認（12回/年） ④産業医による定期的な指導 職員への適正な健康管理のための情報提供と状況確認（12回/年）</p> |
| <p>(4) 社会福祉法人会計基 準による適正な会計 処理の実施 Ⅱ-1-3)-(1)-① Ⅱ-1-3)-(1)-②</p> | <p>①顧問税理士による定期的な会計指導 適正な会計処理と予算執行状況を確認（12回/年） ②基金の管理、運用方法の検討 目標額や必要額についての試算、管理・運用方法の調査の継続</p> |
| <p>(5) 人材の育成 Ⅱ-1-2)-(1)-① Ⅱ-1-2)-(1)-④</p> | <p>①職員研修の実施 職員研修体系に基づき、職員研修（階層別・専門分野別）を実施 ②研修の履歴管理と受講結果の共有 ・研修履歴の一括管理 ・本会の使用するクラウドサーバー（どこでもキャビネット）を活用した情報共有の強化 ③福祉人材スキルアップ研修の実施 福祉事業所の職員を対象に福祉サービスの向上を目的に実施 ④社会福祉士養成課程等の学生の実習・インターンシップの受け入れ 養成機関からの要請により、実習生・インターンシップを年間で数名程度受け入れ、福祉人材の育成を実施 ⑤実習指導者の養成 実習生受け入れに必要な実習指導者の研修受講を計画的に養成</p> |
| <p>(6) 会員の拡充 Ⅱ-2-3)-(1)-①</p> | <p>①個人会員 町内各区・自治会加入の世帯等 500円/年 ②賛助会員 本会に賛同する個人等 1,500円/年以上 ③法人・団体会員 本会に賛同する団体・法人・事業所等 4,000円/年以上 ④事業の可視化 実施事業に対して、チラシ等に財源を明示し可視化を図る</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(7) 寄付受け入れの推進及び管理 II-2-3)-(1)-①</p> | <p>①寄付金、寄付物品の受け入れ ・本会の社会福祉事業運営費及び事業資材として活用 ・寄せられた浄財を安全かつ最大限に活用するために適切な管理</p> <p>②広報の強化 ・本会ホームページや広報紙、SNS を使用し、活用先や税制控除に関する情報の発信</p> |
| <p>(8) 共同募金運動への協力 II-2-3)-(1)-①</p> | <p>①共同募金委員会との連携 委員会事務局として、運営に参加</p> <p>②運動計画への参加 共同募金運動の活動団体の中核として参加</p> <p>③事業の可視化 実施事業に対して、チラシ等に財源を明示し可視化を図る</p> |
| <p>(9) ボランティア活動の推進</p> | <p>災害救援ボランティア活動への参加 職員の社会貢献活動の一環として近隣県で災害が発生した際に町内の住民及び法人・事業所等とともに被災支援へ参加</p> |
| <p>(10) 事務事業の機能性と効率性の強化 II-2-1)-(1)-① II-2-1)-(2)-①</p> | <p>①決裁方法の見直し 決裁に係る課題を基に決裁規程の見直しについて検討</p> <p>②各種業務システムの活用 業務改善のための既存システムの活用</p> <p>③時間管理と参加 参加会議や打ち合わせ等の状況把握を基に効率的な会議参加の指針を策定</p> |

Ⅱ 地域福祉推進部門

住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるように、地域で支え合い、一人ひとりの生きがい、地域をともに創っていくことのできる地域共生社会の実現に向けた体制を推進していきます。

1 福祉センター事業（町指定管理料 21,451 千円 社協会費等繰入 100 千円）

| 事業・業務等 | 内容 |
|---------------------------------------|---|
| (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務 | 指定管理者制度のもと仕様書に基づき施設の保守管理を行います。 |
| (2) 施設の運営に関する業務 | 利用者のニーズの把握及びサービス向上のための利用者アンケートを実施します。 |
| (3) 施設の利用許可に関する業務 | 適切に貸館を行います。 |
| (4) 緊急・救急対応に関する業務 | 利用者の急病、けが、事故等に迅速に対応します。 |
| (5) 地域福祉センターの運営に関する業務 I-1-1)-(1)-① | ①高齢者の生きがいづくり活動への支援、相談、研修等に関すること ・うたごえサロン（1回/月） ・にじいろ体操（1回/週） ②障がい者の日中活動への支援、相談、研修等に関すること ・障害者スポーツ普及事業 障害者フライングディスク教室 1回/月 サウンドテーブルテニス教室 1回/週 ボッチャ教室 2回/月 ・福祉車輛、福祉機器等の貸出 ③各種福祉団体の育成に関すること ・老人クラブ連合会、手をつなぐ育成会ふれんず、身体障害者福祉協議会の事務局 ④福祉情報の提供に関すること ・社協広報紙「ひがしうらのふくし」 12回/年 発行 ・社協ホームページ 120/年 投稿 ⑤その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること ・ひきこもり対策事業 ・地域支え合いセンターの運営 ・福祉の総合相談 |

2 福祉活動推進事業（社協会費等繰入 4,466 千円 町委託料 4,125 千円）

| 事業・業務等 | 内容 | 事業費 (千円) |
|--|---|-------------|
| (1) 居場所づくり推進事業 I-1-1)-(3)-② I-2-1)-(1)-② I-2-3)-(2)-① I-2-3)-(3)-② | 常設やそれに拘わらず、地域の活動・交流の場やそれを支える活動等を、登録制度を設けて支援していきます。 ・集いの場運営団体登録数 30 か所 ・新たな担い手の養成講座 1 回/年 ・既存の担い手のスキルアップ研修 1 回/年 ・子ども食堂支援 1 回/年 | 50 |
| (2) 福祉団体地域貢献活動支援事業 I-1-1)-(2)-① I-2-2)-(1)-① I-1-3)-(1)-① | ①事業に賛同する社会福祉法人等（チームミンナノチカラ）により、地域への貢献活動を検討し推進します。 ②法人間の連携を深めるとともに、それぞれの強みを発揮して町内各学校での福祉実践教室、社会福祉法人や企業等によるふくし出前講座、地域貢献プログラム等の地域貢献活動を協働実施していきます。 ・研修会の開催 1 回/年 ・意見交換会 4 回/年 ・福祉実践教室 随時 ・ふくし出前講座 32 回/年 ・地域貢献プログラムの実施 随時 | 30 |
| (3) ひきこもり対策事業 I-1-1)-(1)-④ I-2-1)-(1)-③ | 不登校やひきこもりの方に対する周囲の理解が深まるよう啓発を行うとともに、抱えている問題や悩みを聴き、必要な支援につなげます。また、安心して過ごせる居場所としてのフリースペースを開催します。 ・フリースペースの運営 第1・3木曜日/月 ・家族・支援者向け講座の開催 1 回/年 | 42 |
| (4) 臨床心理士相談事業 I-1-1)-(1)-③ | 臨床心理士による相談を通じて、対人関係、職場や学校、家庭での悩み、心配ごとを抱えている方への支援を行います。 ・個別相談 第2・4火曜日/月 | 360 |
| (5) フードドライブ事業 I-1-2)-(4)-③ | 家庭で余っている食品を寄付していただき、食の支援を必要としている方や団体に届ける活動を実施します。 | 30 |
| (6) あんしん預かり事業 I-1-2)-(3)-② | 生活困窮に陥っている方や、家計の自己管理が難しい方に対して物品や現金を預かり、生活指導、援助を行うことにより生活を維持し、対象者の権利を守ります。 | - |
| (7) 家計支援事業 I-1-2)-(4)-④ | 家計の自己管理が困難なために生活困窮に陥っている方を対象に、生活改善に向けて家計の見直しの支援を行います。 | - |

| | | |
|--|---|--------------|
| <p>(8) 法外援護事業 I-1-2)-(4)-②</p> | <p>①相談者の生活改善やその生活を守る方法の一つとして、認定 NPO 法人セカンドハーベスト名古屋と業務提供を結び、生活困窮に陥った方に食料支援を実施します。また、町外から来た行旅者に対して緊急的な旅費の支援を実施します。</p> <p>②食料支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料支援利用者数 15 人 ・年未年始応援パック配付 100 世帯 | <p>316</p> |
| <p>(9) 障害者スポーツ普及事業 I-2-3)-(2)-④</p> | <p>障がい者の社会参加と障害者スポーツの普及を目指し、各種スポーツ教室を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者フライングディスク教室 (毎月1回 第1日曜日) 会場 町体育館 参加予定者数 25 人/1 回 ・サウンドテーブルテニス教室 (毎週1回 月曜日) 会場 町福祉センター 参加予定者数 15 人/1 回 ・ポッチャ教室 (毎月2回 第2・4日曜日) 参加予定者数 10 人/1 回 会場 町福祉センター <p>※地域活動支援センター事業と連携して実施します。</p> | <p>180</p> |
| <p>(10) 社協広報「ひがしうらのふくし」発行 I-1-3)-(2)-①</p> | <p>社協事業の紹介のほか、ボランティア活動に関すること、町内の福祉情報提供のため広報紙を発行します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協広報紙「ひがしうらのふくし」 12 回/年 発行 | <p>1,670</p> |
| <p>(11) 社協ホームページ運用 I-1-3)-(2)-②</p> | <p>福祉に関する情報や企画及び事業の告知、報告を事業毎に確実に行い、福祉全般の情報を速やかに発信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報投稿回数 120 回/年 | <p>132</p> |
| <p>(12) 地区担当制の実施 II-2-2)-(2)-①</p> | <p>各部署・部門の職員を横断化した地区担当制により、各地区の状況を共有し、地域課題を解決していくための地域への働きかけを考え実践していきます。</p> <p>地域の課題を整理しつつ、取り組みの優先の見立ても行いながら進めていきます。全町でなく地域特性を生かしながらそれぞれの地区で実践していきます。</p> | <p>-</p> |

| | | |
|---|--|--------------|
| <p>(13) 各種イベントへの出展 I-2-2)-(3)-①</p> | <p>地区担当制を活用しながらイベントの対象者や年齢層に合わせた福祉情報の提供と東浦社協の啓発のための出展を行います。 ・出展回数 12回/年</p> | <p>165</p> |
| <p>(14) 福祉団体事務局</p> | <p>老人クラブ連合会、手をつなぐ育成会ふれんず、身体障害者福祉協議会の事務局として運営の支援を行います。また、自立に向けた活動や公益性の高い事業を積極的に実施できるような支援を行います。</p> | <p>-</p> |
| <p>(15) 個別避難計画作成コーディネート業務</p> | <p>個別避難計画作成コーディネーターを配置し、関係機関及び避難行動要支援者や避難支援者等をつなぎ、円滑な作成を支援します。</p> | <p>4,276</p> |

3 共同募金配分金事業（共同募金配分金 4,755 千円 社協会費等繰入 3,100 千円）

| 事業・業務等 | 内容 | 事業費 (千円) |
|---|---|-------------|
| (1) 地域支え合いセンターの運営 I-1-2)-(2)-① I-2-1)-(1)-① I-2-1)-(2)-① I-2-2)-(3)-③ I-2-3)-(3)-① | 「相談」「人材育成」「居場所」「つながり」を柱に、地域共生社会の実現のためのしくみづくりや、サービスの受け手・支え手の枠を越えたそれぞれがその人らしい役割を持てるような支え合いを支援していきます。 プログラムごとにテーマを設定し開催します。また、開所時間中は総合相談窓口を開設します。 ・月曜日～金曜日（祝日除く） 9:00～16:00 | 671 |
| (2) ひとり暮らし高齢者等見守り事業 I-1-2)-(5)-① | 65歳以上のひとり暮らしの方、65歳以上の高齢者のみの世帯（介護サービスが週3回以上利用の世帯を除く）を対象とし、希望された曜日・時間帯に週1～3回、安否確認のための電話掛けを行います。 ・実施日時 平日（8:30～10:30） | 745 |
| (3) 子どもの貧困対策事業 I-1-2)-(2)-④ I-1-2)-(2)-⑤ | 貸付業務や、CSWの関わりの中で、生活課題や生活の困難さを抱える世帯や子どもの実態を把握しながら事業を行います。 また、児童・生徒の学習の機会を保障するため地域の企業と情報交換を行い、新たなしくみづくりを検討します。 ・中学生を応援する企画（朝食堂）3回/年 ・個別支援で関わる世帯の子どもを応援する企画 1回/年 | 30 |
| (4) 福祉車両・福祉機器等の貸出 I-1-2)-(5)-② | 車いす利用者や公共交通機関を利用することが困難な障がい者等の外出支援として、福祉車両の貸出しを行います。 また、チームミンナノチカラの貢献活動として町内9福祉施設等でも車いすの貸出しを行います。 ・福祉車両の利用回数 250回/年 ・車いすの利用回数 100回/年 | 1,272 |
| (5) 福祉実践教室 I-2-2)-(2)-① | 町内の小・中・高等学校の児童生徒を対象に様々な体験・交流プログラムを行い、福祉への関心や理解を高めともに生きる力を育む機会を提供します。 ・福祉実践教室参加者数 1,960人 | 5 |

| | | |
|--|---|--------------|
| <p>(6) にじいろフェスタ I-2-2)-(3)-②</p> | <p>様々な福祉団体、福祉施設、ボランティア、地域活動者、学校関係者が協力・協働し、子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰でも参加、楽しむことができるイベントとして開催します。また、社協として情報発信の機会と捉え独自企画を実施していきます。 ・令和6年11月</p> | <p>780</p> |
| <p>(7) ふれあいレクリエーション大会 I-2-3)-(2)-③</p> | <p>町内福祉施設入所者や在宅障がい者の生きがいづくりと健康づくり、施設間の交流を深めるため、レクリエーション活動を行います。(ふれあい運動会代替事業) ・令和6年10月12日(土)</p> | <p>80</p> |
| <p>(8) 出産祝い品贈呈</p> | <p>主任児童委員と連携し乳児のいる家庭への訪問活動(赤ちゃん訪問)を支援するために、出産祝い品(障がい者施設の授産製品)を贈呈します。</p> | <p>100</p> |
| <p>(9) なかよし学園親子支援事業 I-1-2)-(2)-③</p> | <p>子どもがなかよし学園に通園している親同士の交流や相談の場を提供します。 ・7回/年</p> | <p>25</p> |
| <p>(10) 各種団体運営費等助成 I-2-1)-(2)-② I-2-1)-(2)-③</p> | <p>町内各学校、ボランティア団体、集いの場等の運営費等を助成します。 ・福祉協力校助成金 ・ボランティア団体助成金 ・集いの場運営費助成金 ・コミュニティ推進協議会福祉活動支援助成金</p> | <p>2,350</p> |
| <p>(11) 地域福祉計画重点プロジェクト参画 II-2-2)-(3)-①</p> | <p>第2次東浦町地域福祉計画における重点プロジェクトを行政及び関係機関等と取り組みます。 「みんなでレストラン」 「行ってみん、私のまちのふくし再発見」 「ひがしうら於大学」 「走れ! ちょいバス ウラ・うらら」 「隣組スクラム大作戦」 「わんわんパトロールひがしうら」 「ほっとけんな～」 「みんなの相談室」 「「困った」あるある」</p> | <p>110</p> |

4 総合ボランティアセンター運営事業

(町指定管理料 14,498 千円 社協会費等繰入 2,069 千円)

| 事業・業務等 | 内容 |
|---|---|
| (1) ボランティア活動に関する情報の収集・提供業務 I-2-1)-(3)-① | 情報は迅速に、より多くの手法を用いて発信します。 ・ボランティア登録 ・かわら版の発刊 2回/年 ・アンケート、ニーズ調査 ・つながるねットの運用 ・ホームページ、フェイスブック、広報紙への情報掲載 |
| (2) ボランティア活動に関する相談・連絡調整業務 I-2-1)-(3)-① | 相談窓口であることを住民へ丁寧に周知します。単なるボランティアのコーディネートに留まらず、市民活動や地域課題への相談対応も確実に実施していきます。 ・相談窓口の設置と対応 ・ボランティアコーディネート ・ボランティアセンター運営委員会 2回/年 ・ボランティア担当者会議 1回/年 |
| (3) ボランティア活動のための場所の提供業務 I-2-1)-(3)-① | 指定管理者制度のもと仕様書に基づき施設の維持管理等を行います。 |
| (4) ボランティア活動を推進するために必要な業務 I-2-1)-(3)-① I-2-2)-(2)-② | 養成講座等は学びで終わることなく、実際の活動へつながるよう支援します。 ①ボランティア活動に関する人材育成 ・ボランティア市民活動者養成講座 4講座/年 ・車座 6回/年 ・親子講座 1回/年 ・ちょボラ ②ボランティア活動に関する交流 ・七色茶房 毎月7日 ・ボランティア交流会 1回/年 |

5 資金貸付事業（県社協委託料 210 千円 社協会費等繰入 6,079 千円）

| 事業・業務等 | 内容 |
|----------------------------|---|
| (1) 資金貸付事業 I-1-2)-(4)-① | 生活困窮に陥った世帯に資金貸付と相談支援を行い、経済的自立や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援します。 ①つなぎ資金 ②生活福祉資金 （貸付主体：愛知県社会福祉協議会） ③緊急一時資金 |

6 日常生活自立支援事業（県社協委託料 880 千円 社協会費等繰入 369 千円）

| 事業・業務等 | 内容 |
|--------------------------------|--|
| (1) 日常生活自立支援事業 I-1-2)-(3)-① | 日常生活に不安を抱えている認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者の方で、判断能力が不十分な方が、自立した生活を送れるよう福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等福祉サービスの適切な利用のための援助を行います。 ・事業利用者数 16人 |

7 生活支援体制整備事業（町委託料 21,800 千円 社協会費等繰入 197 千円）

| 事業・業務等 | 内容 |
|---|--|
| (1) 生活支援コーディネーターの配置 I-2-1)-(1)-⑥ I-2-1)-(2)-④ I-2-3)-(1)-② I-2-3)-(2)-⑤ I-3-1)-(1)-① I-3-3)-(1)-① I-3-3)-(1)-② | 日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を目指し、多様な事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図ります。 ・各地域の集まりの場への参加とネットワークづくり ・生活支援サービス等の提供状況及び社会資源の実態把握と社会資源の創出 ・地域共生フェス（全町域） 1回/年 ・地域支え合いセンターを活用した地域活動の担い手養成講座 1回/年 ・生活支援サービス（ひがしうらおすそわけ隊活動）の支援、マッチング ・ひがしうらおすそわけ隊養成講座開催（全町域） 1回/年 ・ひがしうらおすそわけ隊のつどい 1回/年 ・ひがしうらおすそわけ隊通信発行 2回/年 ・生活支援サポーター交流会（知多郡5町内） 1回/年 ・支援者ネットワーク交流会 1回/年 ・地域住民と福祉施設職員座談会 1回/年 ・「かくさ〜ん」の発行 2回/年 ・「ご当地かくさ〜ん」の発行 2回/年 |

| | |
|---|---|
| <p>(2) 協議体の設置 I-3-1)-(1)-② I-3-3)-(2)-①</p> | <p>①地域住民が活動する場に出向き、交流等を行いながら活動状況を把握します。 ②協議体、協議体候補団体との情報交換を行うことで、活動する上での困りごと等も把握します。 ③協議体、協議体候補団体の活動支援を行います。(6地区) ・協議体「茶ミット」 1回/年</p> |
| <p>(3) 就労的活動支援コーディネーターの配置 I-2-1)-(1)-④ I-2-1)-(1)-⑤</p> | <p>就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取り組みを実施したい事業者とをマッチングし、役割がある形での高齢者の社会参加等の促進を図ります。 ・人材育成プログラムいきいきさん講座(全町域) 1回/年 ・「ご当地かくさ〜ん」の発行 2回/年</p> |

8 コミュニティソーシャルワーカー事業(町委託料 7,590千円)

| 事業・業務等 | 内容 |
|---|--|
| <p>(1) 要援護者に対する見守り・発見・つながりのネットワーク体制づくり I-1-1)-(2)-② I-1-2)-(1)-① I-1-3)-(2)-③</p> | <p>①行政機関、関係機関、ボランティア団体及び地域住民等で構成するネットワークを活用した体制づくりを行います。 ・関係機関向け研修会の開催(随時) ・地域包括ケア推進会議地域生活支援部会の支援(随時) ・地域資源の見える化(随時) ②見守り及びサービス等の調整を図るため、ケース会議の開催 ・支援会議、重層的支援会議の開催(随時) ③地域住民等を対象とする研修会等を開催し、各種の福祉サービス等の情報提供、啓発の実施 ・福祉関係者向け8050世帯への対応を考える研修 1回/年 ④コミュニティソーシャルワーカーの業務を周知 ・行政及び社協の広報やホームページでの啓発(随時) ・コミュニティソーシャルワーカー相談案内(チラシ)の作成及び配布(随時) ・「ひとりで悩んでいませんか?カード」の設置及び配布 ・重層的支援体制整備事業啓発パンフレットの配布(随時) ・第2次東浦町地域福祉計画重点プロジェクトと連動した企画の実施(随時)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(2) 要援護者又は家族等に対する相談の対応 I-1-1)-(1)-② I-1-1)-(3)-③ I-1-2)-(2)-④ I-1-2)-(2)-⑤ I-1-3)-(1)-①</p> | <p>①要援護者等からの各種相談に対して、訪問、電話、面接等による対応をはじめ、アウトリーチにより福祉課題を発見し、その解決に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区での出張相談窓口（ふくし何でも相談）開設 各地区1回/月 <p>②要援護者等に対して継続的な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談受付票、相談記録、支援計画の作成（重層的支援体制整備事業） ・児童及び生徒を対象にした体験、交流会 <ul style="list-style-type: none"> 中学生を応援する企画（朝食堂） 3回/年 個別支援で関わる世帯の子どもを応援する企画 1回/年 |
| <p>(3) 地域住民活動との協働と支援 I-1-1)-(2)-②</p> | <p>民生委員児童委員協議会をはじめとした地域住民活動団体と連携した見守り、支える団体とネットワーク構築を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員協議会の地区会、各種部会への参加（随時） ・主任児童委員との情報交換会（随時） |
| <p>(4) 新たなサービスやしくみの開発</p> | <p>相談者の共通課題の抽出、課題分析、支援方針決定後、地域住民と課題を解決するために必要な新たなサービスの開発を行います。</p> |
| <p>(5) 福祉施策の推進への協力及びセーフティネットの構築・強化のための取り組みへの参画</p> | <p>東浦町第2次地域福祉計画及び各個別計画への積極的な関与を行います。</p> |
| <p>(6) 参加に関する支援</p> | <p>要援護者等と継続的につながる機能の強化として、既存の参加支援に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、地域資源等を活用して社会参加とのつながりに向けた支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「来ぶらり」の開催 1回/月 |
| <p>(7) 多機関協働機能 I-1-2)-(1)-① I-1-3)-(1)-②</p> | <p>要援護者等が抱える複雑化・複合化した課題に対して、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といったケース全体の調整を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援会議、重層的支援会議の実施 |

Ⅲ 在宅福祉サービス部門

専門性を生かし、利用者本位の自立支援を目指したサービス提供を行います。また、多職種との連携を図り困難なケースにも積極的かつ丁寧に対応していきます。

1 介護保険サービス事業所

| 事業・業務等 | 内容 |
|--|---|
| (1) 訪問介護事業 (介護保険事業収入他 14,586千円) I-1-2)-(5)-③ II-2-3)-(3)-① | 介護認定を受け、もしくは支援を必要とする方へ、介護状態の軽減や悪化の防止に努めるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮し、利用者や家族、介護支援専門員、他の介護サービス事業者等と連携していきます。 また、妊産婦や産褥期の世帯へ、必要な支援も行っています。 ・延べ派遣時間数 3,612時間/年 |
| (2) 居宅介護支援事業 (介護保険事業収入他 13,400千円) I-1-2)-(5)-③ II-2-3)-(3)-② | 介護認定を受け、もしくは支援を必要とする方へ介護サービスをはじめ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から効率的にかつ公平中立に提供されるよう支援します。また、住み慣れた地域で暮らし続けられるように関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護サービス事業者等との連携にも努めます。 ・計画作成件数 102件/月(予防等含む) |

2 障害福祉サービス事業所

| 事業・業務等 | 内容 |
|--|---|
| (1) 障害ヘルパー事業 (障害福祉サービス等 事業収入 15,518千円) I-1-2)-(5)-③ II-2-3)-(4)-① | 障がいを抱える方の社会参加支援や生活支援を行い、介護状態の軽減、もしくは悪化の防止に努めるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮し、利用者や家族、介護支援専門員、他の介護サービス事業者等と連携していきます。 ・居宅介護・重度訪問介護事業 延べ派遣時間数 2,340時間/年 ・同行援護事業 延べ派遣時間数 552時間/年 ・地域生活支援事業(移動支援) 延べ派遣時間数 492時間/年 |

| | |
|---|--|
| <p>(2) 障害者相談支援事業 (障害福祉サービス等 事業収入 9,832 千円) I-1-2)-(5)-③ II-2-3)-(4)-②</p> | <p>自ら福祉サービスの利用に関する調整をすることが困難な方等に対して、社会参加を促進するためにサービス利用計画を作成します。そのほかに町内相談支援事業所とも連携していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援（計画作成件数） 65 件 ・障害児相談支援（計画作成件数） 67 件 |
| <p>(3) 放課後等デイサービス 事業 (その他収入 1,966 千円) I-1-2)-(5)-③ II-2-3)-(4)-③</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・廃止による清算業務を行います。 |
| <p>(4) 地域活動支援センター 事業 (町委託料 6,900 千円) (介護基金取崩収入 152 千円) I-2-3)-(2)-②</p> | <p>障がいのある方を対象に創作的活動、軽運動、交流活動の場を提供し、障がいをはじめとした生きづらさを抱える方の、自宅と社会との橋渡しを行います。</p> <p>フリースペースについては、利用者や関係者から意見を聴き、利用しやすい環境を整えていきます。</p> <p>また、プログラム活動については、初心者でも取り組みやすい内容や雰囲気をつくっていきます。</p> |

IV 福祉サービス利用支援部門

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けていけるように、各種業務を行い地域包括ケアシステムの構築を目指します。

1 包括的支援事業（町委託料 64,100 千円 介護保険事業収入 12,577 千円）

| 事業・業務等 | 内容 |
|--|--|
| (1) 総合相談支援業務 I-1-1)-(1)-⑤ I-1-1)-(2)-③ I-1-1)-(3)-④ I-1-2)-(1)-② | 地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。 ①地域におけるネットワーク構築業務 ②高齢者の実態把握業務 ③総合相談業務 |
| (2) 権利擁護業務 I-1-2)-(3)-③ | 地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行なうことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。 ①成年後見制度の活用促進 ②高齢者虐待への対応 ・コアメンバー会議の開催（適宜） ・高齢者・障がい者虐待防止モニタリング会議の開催 4回/年 ・権利擁護（高齢者虐待防止）講演会開催 1回/年 ・コアメンバー会議開催後の被虐待者及び虐待者の支援 ・権利擁護（高齢者虐待防止）出前講座 適宜 ③困難事例への対応 ④消費者被害の防止及び対応 |
| (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 I-1-3)-(1)-③ I-1-3)-(2)-④ I-2-1)-(2)-⑤ | 地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の関係機関と連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行います。 ①多職種連携による地域ネットワークの構築 ②介護支援専門員に対する支援 |

| | |
|--|--|
| <p>(4) 介護予防ケアマネジメント業務 I-2-3)-(2)-⑦</p> | <p>第1号介護予防支援事業のうち、基本チェックリストに該当する方の介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じてその方の選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。</p> <p>・総合事業に関する普及啓発</p> |
| <p>(5) 地域ケア会議 I-2-1)-(2)-⑤ I-2-1)-(2)-⑥ I-3-3)-(2)-②</p> | <p>①町と連携して、高齢者への適切な支援及び支援体制に関する検討を行います。</p> <p>②個別事例について、多職種と連携し自立支援・重度化防止に資する観点から検証し、対策を講じます。12件/年</p> <p>③知多北部広域連合からの通知に基づき、生活援助の訪問回数が多いケアプラン等について検証します。</p> <p>④地域課題の抽出について「同様の生活課題を抱えた複数の事例」「既存の社会資源では解決が困難な事例」「地域に不足している資源・サービス・ネットワーク」等を整理し、住民や関係者間で共有・検討します。11回/年</p> |
| <p>(6) 指定介護予防支援</p> | <p>介護保険における予防給付の対象者となる要支援者が、自立支援の視点から介護予防サービス等の適切な利用ができるよう、計画作成やサービス調整等を行います。400件/月</p> |

2 認知症総合支援事業（知多北部広域連合受託事業）
認知症対策推進事業（町受託事業）

| 事業・業務等 | 内容 |
|---|--|
| <p>(1) 認知症初期集中支援事業 (知多北部広域連合 委託料 10,266 千円) I-1-1)-(1)-⑥ I-1-3)-(2)-⑤</p> | <p>認知症が疑われる方または認知症の方やその家族を複数の専門職が訪問し、観察・評価を行ったうえで、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立した生活のサポートを行います。また、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる対応体制を構築します。</p> <p>①認知症初期集中支援対象者選定会議の開催 1回/月</p> <p>②認知症初期集中支援チーム員会議の開催 1回/月 認知症初期集中支援・引継ぎ後のモニタリングの実施 (終了2ヶ月後・1年後)</p> <p>③認知症初期集中支援チーム検討委員会における活動報告 1回/年</p> <p>④認知症初期集中支援チームに関する普及啓発</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(2) 認知症地域支援・ケア向上事業 (知多北部広域連合 委託料 11,302 千円) (町委託料 551 千円) I-1-1)-(3)-⑤ I-1-2)-(3)-⑤ I-2-1)-(1)-⑦ I-2-3)-(1)-④ I-2-3)-(2)-⑥</p> | <p>①認知症の方を支援する関係者の連携を図る事業 ・地域包括ケア推進会議、認知症施策部会会議 1回/年 ・認知症対策担当者会議 1回/月</p> <p>②認知症の方とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築する事業 ・各種啓発(アルツハイマー月間、町認知症にやさしいまちづくり推進条例、行方不明高齢者等検索メール配信システム、認知症高齢者等賠償事故補償保険、認知症ケアパス)</p> <p>・協定企業(あいち認知症パートナー企業)との連携</p> <p>③認知症の方の家族に対する支援の推進 ・認知症カフェ(ひだまりカフェ) 1回/週 ・認知症カフェの立ち上げ及び運営支援 ・行方不明高齢者等検索模擬訓練 ・認知症サポーター養成講座</p> <p>④認知症ケアに携わる多職種協働研修の推進 ・認知症多職種連携講座</p> <p>⑤認知症高齢者や若年性認知症の方の社会参加活動の体制整備事業 ・認知症当事者社会参加活動の場 「幸福屋」ミンナ de カレーライス 1回/月</p> |
| <p>(3) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 (知多北部広域連合 委託料 4,529 千円) I-2-1)-(3)-② I-2-2)-(2)-③ I-3-1)-(1)-③ I-3-3)-(1)-③</p> | <p>チームオレンジコーディネーターを配置し、認知症の方やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐしくみを整備し、その活動及び運営を支援します。</p> <p>・認知症サポーターフォローアップ講座 ・認知症当事者及び家族の支援ニーズと認知症サポーターの支援とマッチング</p> <p>・ひがしうらおすそわけ隊との連携促進</p> <p>・「幸福屋」ミンナ de カレーライスでのサポーター参加の促し</p> <p>・東浦町チームオレンジ組織「オレンジパラソル」の活動支援</p> |